

# 清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 清流の国ぎふ森林・環境基金を財源とする事業(以下「基金事業」という。)の実施後の評価、基金事業への意見や提案を行うために、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基金事業の実績の評価
- (2) 基金事業についての提言
- (3) その他、基金事業に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から、知事が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1) 岐阜県情報公開条例（平成12年12月27日岐阜県条例第56号）第6条の各号に該当する非公開情報を含む場合

(2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合

2 会議の傍聴方法については別途定める。

(議事録等)

第8条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適當であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができます。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、林政部林政課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。